

秋の叙勲・褒章

平成 22 年秋の叙勲と褒章が発表されました。本市からは、瑞宝双光章に 2 人、瑞宝単光章に 1 人、緑綬褒章に 1 団体が選ばれました。受章されたみなさんをご紹介します。

＊瑞宝双光章

齋藤 英治さん

元公立中学校長

(73 歳・海老江)



昭和 34 年に結城小学校に赴任して以来、五所小学校校長、明野中学校校長などを歴任。38 年間小中学校の児童・生徒の教育に専念するとともに、教職員の育成に尽力されました。「このような章をいただけたのも、私を支えてくれた多くの上司、同僚、児童・生徒、地域の方々みなさん、そして家族のおかげと感謝しています」。

＊瑞宝双光章

渡辺 稔さん

元城西広域市町村圏事務組合消防正監

(71 歳・折本)



昭和 36 年に下館市消防吏員として任官。平成 12 年に消防本部次長として退職されるまでの 38 年間にわたり、卓越した知識と永年の経験を駆使し、消防・防災活動に尽力されました。「名誉な章をいただき、身が引き締まる思いです。これもひとえに良き先輩、同僚、後輩に恵まれ、職務を全うできた賜と感謝しています」。

＊瑞宝単光章

七田 晰治さん

元茨城県警部

(73 歳・岡芹)



昭和 37 年に茨城県警察に入庁。平成 10 年に古河警察署で退職されるまでの 35 年間、交通指導や取締りなど地域住民の安全を守るために尽力されました。「職務上転勤、不規則な勤務もあり、家族には負担をかけましたが一緒に頑張ってくれたおかげです。妻には特に感謝しています」。

＊緑綬褒章

点訳 杖の会

点訳奉仕団体



代表
飯泉 秀雄さん
(57 歳・幸町)

杖の会は昭和 47 年に発足。35 年以上にわたり、点訳奉仕に努め、視覚障害者の福祉向上に寄与されました。

現在会員数は 20 人。主に県や市の広報紙、個人からの依頼がある書物などの点訳を行うほか、小学校などにも出向き、点字の体験学習などを通して、若い世代に点字について理解してもらう活動にも取り組んでいます。

「今回の受章には、会員一同非常に驚いています。これまで永年やってきた活動が認められたことは大変嬉しく、また活動の励みになります。今後も末永く活動を続けていきたいです」。

川島小学校に楽しいメロデーのカラクリ時計を寄贈
11月8日、下館シニアライオンズクラブ(原周二会長)から川島小学校(齋藤啓二校長)へカラクリ時計が寄贈されました。
当クラブは平成7年から、県西生涯学習センターフェスティバルのバザー売上金で、

茨城県防犯協会会長・警察本部長部門功労者に飯田良三さん(梶内)、功労団体に村田分会(谷中恒雄代表)、優良防犯連絡員に佐藤仁一さん・石川俊允さん・野沢和義さん・渡邊昭作さん・森寛昭さんがそれぞれ選ばれました。

安全で、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして
第32回地域安全・暴力追放茨城県民大会が10月8日、県民文化センターで開催されました。
茨城県防犯協会会長・警察本部長部門功労者に飯田良三さん(梶内)、功労団体に村田分会(谷中恒雄代表)、優良防犯連絡員に佐藤仁一さん・石川俊允さん・野沢和義さん・渡邊昭作さん・森寛昭さんがそれぞれ選ばれました。



下館小学校へ1252冊もの本を寄付した羽鳥ヤイさんに感謝する会
羽鳥さんは昭和4年に同校を卒業。「母校にお礼をした」と申し入れ、児童図書を寄贈しました。
会では、全校生徒の合唱や、図書委員による発表が行われました。

下館小学校に本を寄付
羽鳥ヤイさんに感謝する会
下館小学校へ1252冊もの本を寄付した羽鳥ヤイさんに感謝する会が、11月8日、同校(深谷信之校長)で開かれました。
羽鳥さんは昭和4年に同校を卒業。「母校にお礼をした」と申し入れ、児童図書を寄贈しました。

小中学校へ寄贈を続けており、川島小学校は27校目。
当日は生徒を代表して6年生の男女6人がカラクリ時計を受け取りました。時計は昇降口に設置される予定です。





鮭おかえりな祭 勤行川

今年も勤行川に大量の鮭(さけ)が産卵のために遡上(そじょう)してきました。勤行川で鮭の遡上が多くなる見られるようになったのは約5年ほど前から。河川環境が改善されたことに加え、NPO法人「未来につなごう鬼怒川・小貝川の会」が育てた稚魚を市民が共に放流してき

ましたが、その鮭たちが生まれ育った川に戻っているものと思われず。11月6日には、しもだて紫水ロータリークラブ(ふるまみずわたり)主催による「鮭の遡上」が、その鮭たちが生まれ育った川に戻っているものと思われず。11月6日には、しもだて紫水ロータリークラブ(ふるまみずわたり)主催による「鮭の遡上」が、その鮭たちが生まれ育った川に戻っているものと思われず。



多くの家族連れが、鮭の生態や母川回帰のレクチャーを受け、改めて生命の神秘に触れていました。



「鮭おかえりな祭」が勤行川の勤行緑地で開催されました。当日は、鮭の知識と自然環境への理解を深めてもらおうと、鮭の遡上

ランティアガイド協会のみなさんによる、市内の寺社めぐりも行われました。来年2月6日には、勤

行緑地で、鮭の稚魚2万匹を放す「鮭の稚魚放流会」が開催されます。みなさんぜひ参加してください。

■お問い合わせ
企画課 内線490

最優秀賞は酒井さん ライスコロツケ

10月23日にアルテリオで開催された「しもだて商工まつり」で「まちおこし料理コンテスト」の2次審査が行われ、下妻市高道祖の酒井知恵子さん(33歳)が最優秀賞を受賞しました。



最優秀賞の酒井知恵子さんは、イタリアで8年間料理の修業を積み、今年8月帰国したばかり。



このコンテストは下館商工会議所と「食でまちおこし協議会」が地元産のお米と卵を食材にしたオリジナル料理を考案しようとしてレシピを募集したもので、全国から29点の応募があり、書類審査を通過した5人が最終審査に臨みました。

酒井さんの作品は今年、市の名物として商品化が図られる予定です。酒井さんの料理「ライスコロツケ・スコッチエッグ風」はイタリアのライスコロツケを日本風にアレンジした作品で、気軽に歩きながら食べられるように考えられています。



参加者は、お米と卵を使った自慢の料理に腕をふるいました。

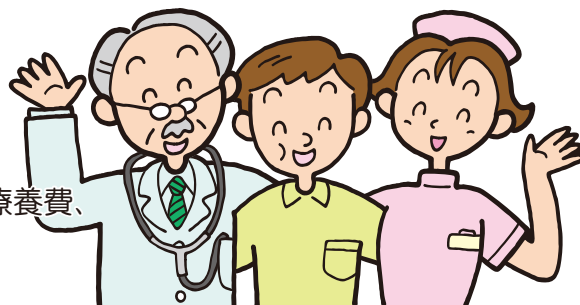


最終審査に残った5人の料理に観客も興味津々。吉澤範夫市長も審査員として料理を試食しました。

しもだて商工まつり 2010 まちおこし料理コンテスト

国民健康保険の給付

国民健康保険に加入していると、療養の給付や入院時の食事療養費、出産育児一時金などさまざまな給付を受けることができます。



国民健康保険に加入していると、次のような給付が受けられます

療養の給付

- ・診察、処置、手術などの治療
- ・薬や治療材料の支給
- ・入院、看護
- ・在宅治療、看護、訪問看護など

※入院したときの差額ベット代や患者の希望で保険外診療を受けたとき、歯科診療で特殊な素材を使用した「差額診療」や「自由診療」は保険診療の対象にはなりません

医療費の自己負担割合

0歳～義務教育就学前まで
2割

義務教育就学後～69歳まで
3割

70歳～74歳まで
1割
(現役並み所得者は3割)

療養費の給付

次のような場合、医療費をいったん全額自己負担した後、担当窓口へ申請し、審査により自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ・やむを得ず保険証を使わないで診療を受けた場合
- ・骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けた場合
- ・医師が認めたはり、灸、マッサージ代
- ・治療用装具代（コルセット、義足など）、輸血の生血代
- ・旅行中に海外で診療を受けた場合など

その他の給付

- 出産育児一時金**…被保険者が出産したときに支給されます。
- 訪問看護療養費**…医師の指示で訪問看護ステーションなどを利用すると費用の一部が支給されます。
- 葬祭費**…被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に支給されます。
- 移送費**…重病で歩行困難な人が医師の指示で入院や転院に車等を利用した場合や、緊急でやむを得ない場合に国保が必要と認めた額が支給されます。
- 入院時食事療養費**…入院したときは、食事の一部を自己負担していただきます。

所得の区分		1食
一般（住民税課税世帯）		260円
住民税非課税世帯 (70歳以上の人は低所得者Ⅱの人)	90日以内の入院	210円
	90日を超える入院	160円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰの人)		100円

(注) 住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時に医療機関に提示する必要があります。担当窓口で申請してください。

* 65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費や居住費の一部を自己負担していただきます。

所得の区分	食費（1食）	居住費（1日）
一般（住民税課税世帯）	460円※	320円
住民税非課税世帯 (70歳以上の人は低所得者Ⅱの人)	210円	320円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰの人)	130円	320円

※保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります



保険証が使えない場合や、給付が制限される場合があります

- ◆**保険証が使えない場合**
 - ・美容整形、歯列矯正
 - ・正常分娩、経済上の理由により人工中絶
 - ・健康診断、人間ドッグ、予防注射
 - ・労災保険の対象になる場合 など
- ◆**給付が制限される場合**
 - ・けんかや泥酔などによるケガや病気
 - ・医師や保険者の指示に従わないとき
 - ・犯罪や故意によるケガや病気など

交通事故でケガなどをしたときは…

交通事故（第三者による行為）でケガなどをしたときは、国民健康保険で診療を受けることができます。警察に届け出てから、国保窓口へ届け出をしましょう。

示談の前には必ず国保へ連絡を！

示談を済ませてしまうと国保で診療が受けられなくなる場合があります。